

千葉市立幕張海浜病院衛生委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市病院局の職員の安全衛生管理規程（平成23年病院局規程第16号。以下「規程」という。）の規定に基づき、千葉市立幕張海浜病院（以下「幕張海浜病院」という。）における職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境形成の促進を図ることを目的とし、千葉市立幕張海浜病院衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号について調査審議し、病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）に報告するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員は、1人とする。

- (1) 幕張海浜病院を統括管理するもののうちから事業管理者が指名した者
- (2) 衛生管理者のうちから事業管理者が指名した者
- (3) 産業医のうちから事業管理者が指名した者
- (4) 幕張海浜病院の職員で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業管理者が指名した者
- (5) 千葉市病院局職員労働組合が推せんした者

2 前項第5号の人数は同項第2号、第3号及び第4号の人数の合計と同数とする。

3 委員は、事前に事業管理者の承認を得るものとする。

4 委員会に議長を置く。議長は第1項第1号の者になるものとする。ただし、議長が事故その他の事由によりその職務を行うことができないときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が当院の職員でなくなったときは、委員の職を解任されたものとする。

4 委員の再任は、妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、議長が毎月1回以上招集するものとする。

2 議長は、衛生管理者、産業医又は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求めてその説明又は意見を

聴くことができる。

5 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(衛生管理者)

第6条 第3条第1項第2号に規定された衛生管理者は、院長の指揮の下に次ぎに掲げる職務を管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) その他労働災害を防止するため必要な業務に関すること

2 衛生管理者は、前項の目的を達成するため、毎週1回以上院内を巡視するものとする。

(産業医)

第7条 第3条第1項第3号に規定された産業医は、次ぎに掲げる職務を管理する。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 作業環境の維持管理に関すること
- (3) 作業の管理に関すること
- (4) 職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (6) 衛生教育に関すること
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、事業管理者又は院長に対して勧告し、衛生管理者又は規程第2章第7条第2項に規定された衛生推進者に対し指導及び助言する。

3 産業医は、少なくとも毎月1回以上院内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置について事業管理者又は院長に対して勧告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、幕張海浜病院事務局総務班及び管理班に置く。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。